

## 地域防災計画関係法令等について

### ○災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）

(防災基本計画の作成及び公表等)

第34条 中央防災会議は、**防災基本計画**を作成するとともに、災害及び災害の防止に関する科学的研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行なわれた災害応急対策の効果を勘案して毎年防災基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

(指定公共機関の防災業務計画)

第39条 指定公共機関は、防災基本計画に基づき、その業務に関し、**防災業務計画**を作成し、及び毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

(都道府県地域防災計画)

第40条 都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る**都道府県地域防災計画**を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

(市町村地域防災計画)

第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る**市町村地域防災計画**を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

(都道府県相互間地域防災計画)

第43条 都道府県防災会議の協議会は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る**都道府県相互間地域防災計画**を作成し、及び毎年都道府県相互間地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県相互間地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

(市町村相互間地域防災計画)

第44条 市町村防災会議の協議会は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る**市町村相互間地域防災計画**を作成し、及び毎年市町村相互間地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村相互間地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

○防災基本計画（昭和38年6月14日中央防災会議決定、最終修正平成27年7月7日）

第3編 地震災害対策編

第1章 災害予防

第2節 地震に強い国づくり，まちづくり

3 地震に強いまちづくり

(2) 建築物の安全化

○国〔文化庁等〕及び地方公共団体は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

第4編 津波災害対策編

第1章 災害予防

第1節 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方

○国〔内閣府，文部科学省等〕及び地方公共団体は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

○津波の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査するものとする。なお、地震活動の長期評価，地震動及び津波の評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。

第14編 大規模な火事災害対策編

第1章 災害予防

第1節 災害に強いまちづくり

2 火災に対する建築物の安全化

(3) 建築物の安全対策の推進

○国〔文化庁〕及び地方公共団体は、文化財保護のための施設・設備の整備等の防火対策に努めるものとする。

## ○大規模地震防災・減災対策大綱（平成26年3月28日 中央防災会議決定）

### 4. 様々な地域的課題への対応

#### (8) 文化財の防災対策

- 国、地方公共団体は、文化財の所有者等による建造物等の耐震化等の各種防災対策、美術工芸品等の転倒・転落防止対策及び各種防災設備の整備等の促進、史跡等に対する地盤の崩落防止措置等の防災対策を図るとともに、文化財の所在情報の充実、地方公共団体の文化財保護部局等と防災関係機関等との情報の共有を図る。
- 地方公共団体は、文化財の所有者等による消火活動や文化財の搬出、保全活動、観光客等の避難・誘導等が迅速・的確に行えるような体制の充実を図るとともに、日頃からの訓練等を実施する。
- 地方公共団体は、文化財を含む地域のまちづくりの中で、文化財の周辺地域としての環境や景観の保全に配慮しつつ、都市の整備、地域の自主防災組織が利用できる消防水利の整備等により地域の防災力の向上を目指す。
- 地方公共団体は、火災による文化財の延焼を減ずるため、文化財周辺の街路樹整備、公園・空地整備、消防や地域による消火活動のための施設の整備、建築物の耐震化・不燃化等を進める。
- 地方公共団体は、津波による被災の可能性が高い文化財がある場合は、必要に応じて、その文化財としての価値の適切な継承にも配慮しつつ、当該文化財を安全な場所に移すこと等の可能性を検討する。
- 地方公共団体は、文化財の保全場所や住民・観光客等の避難場所を整備し、地震発生後の対応に配慮する。
- 地方公共団体は、自主防災組織と消防機関が連携した日頃からの訓練の積み重ね等により、文化財を有する地域全体の防災力を向上させるとともに、消火活動、文化財の搬出・保全活動、住民や観光客等の避難・誘導等に関するマニュアルの整備を行う。

○ 文化庁防災業務計画（昭和49年4月4日決定、最終修正平成20年6月30日）

第1章 総則

第3節

第3 都道府県等の防災体制の整備

文化庁は、都道府県等における文化財等、文化施設の災害予防等に関し、必要に応じて指導、助言及び援助を行い、防災体制の推進を図る。

第4 広域支援体制の整備

文化庁は、被災地域の文化施設及び国立国語研究所等への、他の都道府県等からの援助活動の円滑な実施のため、都道府県等及び国立国語研究所等に対し、広域的な支援体制が整備されるよう、指導・助言を行う。

第5章 文化財等の災害予防等

第2 応急対策

3 文化財等の救援事業

- (1) 文化財等の廃棄、散逸を防止するため、所有者の要請に応じて応急措置を行い、又は一時保管を行うため、必要があると認めるときは、文化財等救援委員会を設置するものとする。
- (2) 文化財等救援委員会は、文化庁、国立国語研究所等及び文化財・美術関係団体の協力を得て、文化財等の所有者等からの要請に応じて文化財等の応急援助等を行う。
- (3) 文化財等救援委員会の組織その他必要な事項は別に定める。

○ 「地震災害から文化遺産と地域をまもる対策のあり方」(平成16年7月)

平成15年6月、内閣府、国土交通省、消防庁、文化庁により「災害から文化遺産と地域をまもる検討委員会」(委員長：土岐憲三・立命館大学教授)が組織され、地震災害に対する文化遺産の所有者・管理者、地域住民、行政の役割、地域における計画の考え方、具体的な手法等に関して検討を行い、その基本的考え方を取りまとめた。

○ 「重要文化財建造物及びその周辺地域の総合防災対策のあり方」(平成21年4月)

平成20年2月18日に開催された中央防災会議において、「東南海、南海地震等に関する専門調査会」より、中部圏・近畿圏の内陸地震による文化遺産の被災可能性が報告された。

この報告を受けて、重要文化財建造物が集中する近畿圏(全国の約4割)内に所在する重要文化財建造物の防災設備及び耐震性能について実態を把握し、重要文化財建造物自体の防火・耐震対策に加え、周辺市街地における延焼防止対策等も含め、大規模地震等への総合的な防災対策の検討を行うことを目的として、防災、文化財、建築、都市計画等の分野の有識者を委員とする「重要文化財建造物の総合防災対策検討会」(座長：土岐憲三・立命館大学教授)を設け検討を行い、重要文化財建造物とその周辺地域を一体的に捉え、地域全体の防災力を高めるための方策等について総合的に取りまとめた。

## ○ 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定（平成24年10月25日）

（趣旨）

第1条 この協定は、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県（以下「府県」という。）の区域において、次の事態（以下「危機」という。）が発生し、当該区域を所管する府県だけでは十分に応急対策が実施できない場合に、関西広域連合及び府県が連携して府県間の応援活動を迅速に遂行するための基本となる事項を定めるものとする。

## ○ 関西広域応援・受援実施要綱（平成24年10月25日 関西広域連合広域防災局、最終修正平成25年3月6日）

### 1.1 文化財の緊急保全

## ○ 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財建造物の被災調査に関する要領（平成25年3月6日決定）

（趣旨）

第1条 この要領は、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」（以下「協定」という。）第3条第1項第1号及び第5号に規定する応援項目のうち文化財建造物の被災調査の実施に必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 被応援府県に対する応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）被災文化財建造物の被災程度、被災金額の算定及び応急措置
- （2）その他文化財建造物の被災調査に必要な事項
- （3）前各号に定める応援に必要な職員の派遣

（応援要請手続等）

第3条協定第5条第1項の規定により、応援を受けようとする府県は、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定実施細目」（以下「実施細目」という。）第3第1項の「応援要請書」（様式2-1）により、関西広域連合に応援を要請するものとする。ただし、その暇がない場合は、口頭により連絡し、後に同要請書を速やかに提出するものとする。

2 被応援府県は、応援内容を実施細目第3第2項の「応援要請内訳書1（職員の派遣）」（様式2-2）により関西広域連合（実施細目第4第1項ただし書のカウンターパート方式による場合は当該被応援府県を割り当てられた応援府県）に連絡するものとする。ただし、その暇がない場合は、口頭により連絡し、後に同内訳書を速やかに提出するものとする。

3 関西広域連合は、協定第5条第2項の応援計画の作成において、原則、国宝・重要文化財・重伝建地区・国登録有形文化財及び重要美術品の被害調査については文化庁と調整し、その他条例に基づく府県指定文化財等の調査については近畿府県担当者と調整を図ることとし、市町村指定文化財等及び歴史的建造物については、市町村担当者及び必要に応じて適切な外部学術団体等と調整の上、調査を依頼するものとする。ただし、実施細目第4第1項ただし書のカウンターパート方式による場合は、当該被応援府県を割り

当てられた応援府県が文化庁等と調整するものとする。

(応援部隊の誘導)

第4条被応援府県は、被災後、関西広域連合等と協議して受入拠点又は受入指定場所を定め、誘導員を待機させ、応援部隊の誘導に努めるものとする。

(担当主管課)

第5条各府県等の担当主管課は別表1に定めるとおりとする。

(事前資料の交換)

第6条文化財建造物の被災調査の実施に関し必要となる資料のうち、次に掲げるものについては毎年見直しを行い、6月末までに事前資料のとりまとめに関する担当府県(別表2)に提出し、各府県相互に交換するものとする。

(1) 各府県等担当主管課及び責任者等名簿(別表1)

(2) 国・府県・市町村指定文化財等の目録(別紙1)

(3) 国・府県・市町村指定文化財等の被害状況調査票(別紙2)

(職員派遣)

第7条この要領に基づき実施する職員の派遣に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(その他)

第8条この要領に定める事項について疑義が生じた場合又はこの要領に定めのない事項について

は、府県及び関西広域連合で協議のうえ定めるものとする。

別表 1

## 近畿圏危機発生時相互応援基本協定（文化財建造物の被災調査）

## 各府県等担当主管課及び責任者等名簿

平成 25 年 3 月 6 日現在

団体名	部局名	課名	連絡先	責任者職氏名	担当者職氏名
福井県	教育庁	生涯学習・文化財課	電話 F A X		
三重県	教育委員会事務局	社会教育・文化財保護課	電話 F A X		
滋賀県	教育委員会事務局	文化財保護課	電話 F A X		
京都府	教育庁指導部	文化財保護課	電話 F A X		
大阪府	教育委員会事務局	文化財保護課	電話 F A X		
兵庫県	教育委員会事務局	文化財課	電話 F A X		
奈良県	教育委員会事務局	文化財保存課	電話 F A X		
和歌山県	教育庁生涯学習局	文化遺産課	電話 F A X		
徳島県	教育委員会	教育文化政策課	電話 F A X		
関西広域連合	広域防災局	広域企画課	電話 F A X		

※「部局名」及び「課名」に変更があった場合は随時修正できるものとする。



別表 2

## 文化財建造物の被災調査に関する事前資料のとりまとめに関する担当府県表

年度	府県名	部局名	課名	電話番号等
平成 21 年度	大阪府	教育委員会 事務局	文化財保護課	電 話 FAX メール
平成 22 年度	兵庫県	教育委員会 事務局	文化財課	電 話 FAX メール
平成 23 年度	奈良県	教育委員会 事務局	文化財保存課	電 話 FAX メール
平成 24 年度	和歌山県	教育庁 生涯学習局	文化遺産課	電 話 FAX メール
平成 25 年度	徳島県	教育委員会 事務局	文化財保護課	電 話 FAX メール
平成 26 年度	福井県	教育庁	生涯学習・文化 財課	電 話 FAX メール
平成 27 年度	三重県	教育委員会 事務局	社会教育・文化 財保護課	電 話 FAX メール
平成 28 年度	滋賀県	教育委員会 事務局	文化財保護課	電 話 FAX メール
平成 29 年度	京都府	教育庁指導部	文化財保護課	電 話 FAX メール

※「部局名」及び「課名」に変更があった場合は随時修正できるものとする。

国・府県・市町村指定文化財等の目録

区	分	指定年月日	名	称	所有者(管理者・管理団体)	時代区分	備考
奈良市			東大寺法華堂 正面五間、側面八間、前部入母屋造、後部寄棟造、本瓦葺 副 棟札 一枚 令修造損失甚多々大底如新造自正治元年八月八日の記がある	一棟	(東大寺)	正堂 奈良天平19頃 礼堂 鎌倉 正治元 〔棟札〕 〔文永元改造〕 〔刻銘〕	解(明32) 屋 (昭12) 災部(昭36) ○屋部(昭47)
			東大寺鐘樓 桁行一間、梁間一間、一重、入母屋造、本瓦葺 附 棟札 一枚 于時延享二年冬十月十七日乙卯の記がある	一棟		鎌倉 承元 〔入唐縁起〕	○解(昭41)
			東大寺金堂(大仏殿) 桁行五間、梁間五間、一重もこし付、寄棟造、本瓦葺、正面唐破風付、 副 棟札 一枚 宝永二年乙酉四月十日土曜の記がある	一棟		江戸 宝永2 〔棟札〕	解(明45) 蹟(昭45) ○屋(昭54)
			東大寺開山堂 桁行三間、梁間三間、一重、宝形造、本瓦葺 附 須弥壇及び厨子 一具 須弥壇 八角造 厨子 八角造、春日厨子、宝形造、板葺	一棟		鎌倉 建長2 〔東大寺統 要録〕 内陣 鎌倉 正治2 〔東大寺別当 次第〕他	○解(昭46)
			東大寺転害門 三間一戸八脚門、切妻造、本瓦葺	一棟		奈良 天平宝字頃	解(昭5)
			東大寺中門 五間三戸樓門、入母屋造、本瓦葺	一棟		江戸 正徳4 〔棟札〕	○半解(昭36)
			東大寺廻廊 東廻廊(二棟) 桁行折曲り延長四十一間、梁間一間 西廻廊(二棟) 桁行折曲り延長四十一間、梁間一間	二棟		江戸 正徳6 一元文2 〔土居桁等墨〕	屋(昭24) ○半解 (昭36)

別紙2 (例)

国・府県・市町村指定文化財等の被害状況調査票

指定文化財

【建造物・有形民俗文化財】

台帳番号	県番号	指定書番号	技番	調査年月日	年	月	日
	29	建第1390号	1	調査員			
指定名称及員数	春日大社本社本殿 4棟			4棟 建立年代 江戸			
指定区分	国宝 指定年月日 明34.8.2			所在地 奈良市春日野町160			
所有者名	春日大社			所有者住所 奈良市春日野町160			
所有者担当者名	TEL: 0742-22-7788			防災設備 (設置年) 自火報 1668 消火栓 1979 避雷設備 1968 防犯設備			
緊急連絡先	TEL: 0742-22-7788						
構造形式	第一殿より第四殿に至る4棟より成る、各一間社春日造、椽皮葺、各殿間及び両脇廊附属						
桁行	2.515	梁間	1.924	軒の出	0.951	軒高	3.136
主要平面積	8.196	軒面積	24.663	壁面積	224.7	漆喰塗	224.7
寸屋根面積	36.175	椽皮葺	36.175				
法塗装面積	818	朱塗	351	丹朱塗	332.4	黒塗	79.2
				胡粉塗	6.9	緑青	69.2
				漆塗	22.9		
部位	破損度						
基礎	特記事項						
軸部							
屋根							
外壁							
破内							
損床							
状況							
天井							
建造							
塗装							
その他							
周辺							
状況							
総判定	大破 中破 小破 (調査員所見)						
復旧	所有者への応急措置に関する助言内容						
修理方針	A:解体修理		B:半解体修理		C:屋根葺替		D:部分修理 ( )
復旧	防災設備復旧事項						
復旧	復旧事業費						
係	積算根拠						
事	総事業費						
項	千円						
	本体工事費						
	千円						
	付帯工事費						
	千円						
	設監費						
	千円						
	事務費						
	千円						